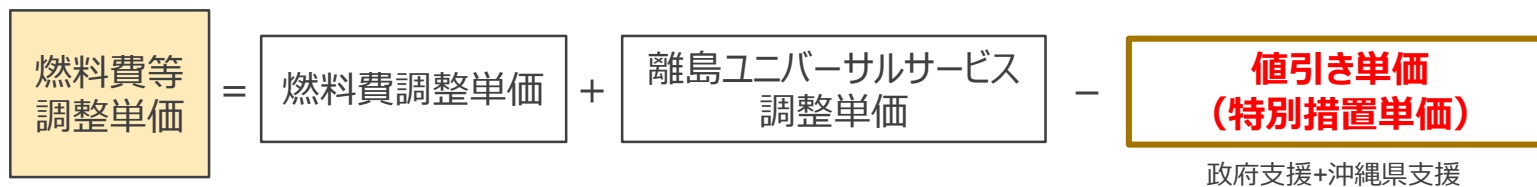


- 沖縄県及び沖縄県経営者協会「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」（以下、本事業）に参加し、電気料金の値引きを実施します。
- 本事業への参加に伴い2023年7月～2024年6月分の電気料金において、政府の支援に加えて沖縄県が定める値引き単価（特別措置単価）によりお客さまのご使用量に応じた値引きを実施いたします。
- 本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みは不要です。

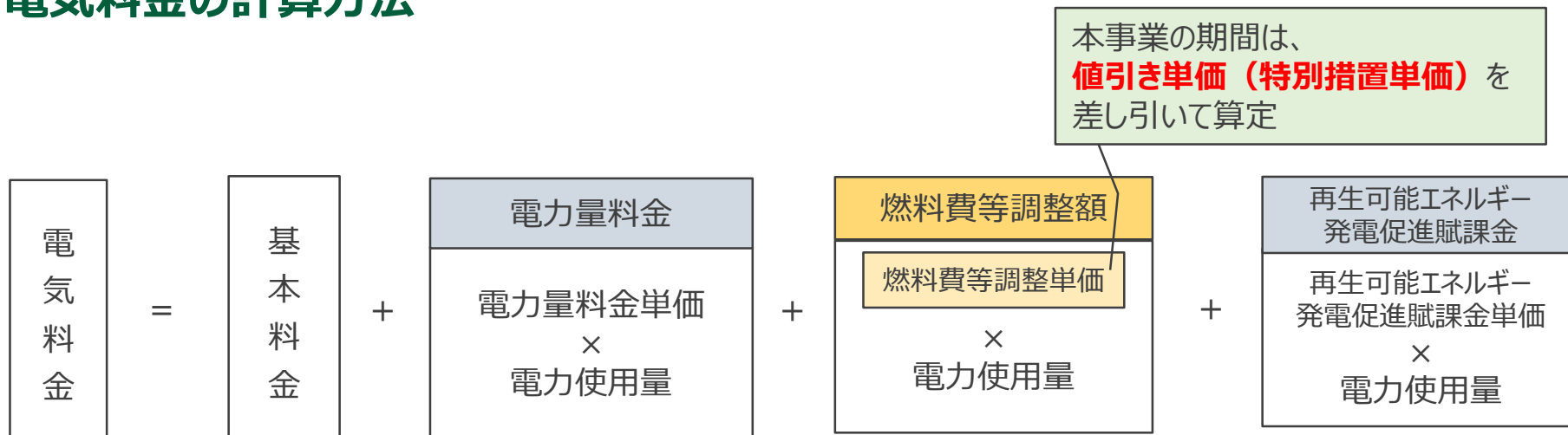
対象	弊社と低圧・高圧の電気をご契約中の沖縄エリアのお客さま ※特別高圧の電気をご契約中の沖縄エリアのお客さまは対象外			
適用期間	2023年7月分（2023年7月燃料費等調整単価適用分）から2024年6月分（2024年6月燃料費等調整単価適用分）まで			
値引き単価 （特別措置単価）	電圧	値引き単価（特別措置単価）（10%税込）		
		2023年7月～2023年9月分	2023年10月分～2024年5月分	2024年6月分
	低圧	3.00円/kWh	1.50円/kWh	0.70円/kWh
	高圧	2.30円/kWh	1.20円/kWh	0.60円/kWh
値引き方法	毎月のご使用量に応じて燃料費等調整額に値引き額を反映			

燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価 - 値引き単価（特別措置単価）



電気料金の計算方法



高圧のお客さまの供給条件

高圧の電力売買約款を以下のように変更いたします。

1 適用期間

2023年7月分（2023年7月燃料費等調整単価適用分）から2024年6月分（2024年6月燃料費等調整単価適用分）までといたします

2 適用エリア

沖縄エリア

3 燃料費等調整単価

（1）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電力売買約款（附則23・附則22）第1条（燃料費等調整額）(1)口によって算定された値といたします。

（2）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電力売買約款（附則23・附則22）第1条（燃料費等調整額）(2)口によって算定された値といたします。

（3）燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価※ - 特別措置単価

※ 附則22でご契約のお客さまは適用されません。

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
高圧	2023年7月分から9月分	2.30円/kWh
	2023年10月分から2024年5月分	1.20円/kWh
	2024年6月分	0.60円/kWh

※特別高圧の電気をご契約中の沖縄エリアのお客さまは対象外（沖縄県がお客さまへの直接補助による支援を実施）

4 料金

1（適用期間）に定める適用期間における、電力売買約款に定める電気料金は、電力売買約款に定める燃料費調整等単価によらず、当該「1月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に3（燃料費等調整単価）に定める（3）燃料費等調整単価によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。

5 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、弊社ホームページ（<https://www.enet.co.jp/price/>）にてご確認ください。

6 個別に供給条件を締結しているお客さま

電力売買約款に加えて、供給条件を契約書等にて定めている場合も、燃料費等調整単価から特別措置単価を値引きいたします。

低圧の電気供給約款、契約申込書によらず、以下のように変更いたします。

1 適用期間

2023年7月分（2023年7月燃料費等調整単価適用分）から2024年6月分（2024年6月燃料費等調整単価適用分）まで

2 適用エリア

沖縄エリア

3 燃料費等調整単価

（1）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電気供給約款（低圧）附則3（燃料費調整）(1)口によって算定された値といたします。

（2）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電気供給約款（低圧）附則6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)口によって算定された値といたします。

（3）燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価※ - 特別措置単価

※ 2022年5月から2023年3月までの電気供給約款適用のお客さまは、適用されません。

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
低圧	2023年7月分から9月分	3.00円/kWh
	2023年10月分から2024年5月分	1.50円/kWh
	2024年6月分	0.70円/kWh

4 料金

1（適用期間）における、電気供給約款（低圧）に定める電力量料金は、電気供給約款（低圧）に定める燃料費等調整単価によらず、その1月の使用電力量に3（燃料費等調整単価）に定める（3）燃料費等調整単価によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。

ただし、最低料金の定めがある場合の燃料費等調整額については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

5 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、弊社ホームページ（<https://www.ennet.co.jp/price/>）にてご確認ください。

6 個別に供給条件を締結しているお客さま

電気供給約款（低圧）に加えて、供給条件を契約書等にて定めている場合も、燃料費等調整単価から特別措置単価を値引きいたします。